

## 山形県建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物の建築に関する届出等要綱

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に基づき知事が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更の認定に係る事務について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物の建築に関する届出等について必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定める事項以外については、別途定める事務処理要領に定めるところによる。

(図書の追加又は省略)

第2条 規則第12条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級4以上であり、かつ一次エネルギー消費量等級4以上であるものに限る。ただし、平成28年4月1日時点で現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級3以上に適合しているものとする。)の写し(原本照合したもの)
  - (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合(共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合)しているものに限る。)の写し(原本照合したもの)
- 2 規則第12条第3項の規定に基づき知事が不要と認めるものは、前項第1号又は第2号に掲げる図書を添付する場合にあっては、建築物エネルギー消費性能基準に係る各種計算書とする。
- 3 前2項の規定は、法第20条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知について準用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。